

IBM Digital Twin Exchange Provider Application

本「サービス記述書」は「クラウド・サービス」について規定するものです。該当する注文関連文書には、お客様の発注に関する価格の詳細情報および追加の詳細情報が記載されています。

1. クラウド・サービス

IBM Digital Twin Exchange は IBM がホストするオンラインのマーケットプレイスで、お客様、IBM およびさまざまな第三者がそれぞれの「デジタル・ツイン」資産を顧客に販売できる場所です。

1.1 オファリング

お客様は、利用可能な以下のオファリングから選択することができます。

1.1.1 IBM Digital Twin Exchange Provider Application

本「クラウド・サービス」では、お客様が顧客に提供および販売するデジタル・コンテンツをアップロード、リスト、ならびに管理する際に利用できる e-コマース・プラットフォームを提供します。

本「クラウド・サービス」には以下が含まれます。

- デジタル仮想コンテンツを IBM Digital Twin Exchange にアップロードし、当該コンテンツの価格を設定し、当該コンテンツを公開および管理する機能。
- 注文の詳細および製品ビューを表示するためのユーザー・インターフェース。
- 顧客の要求に対応する機能。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

IBM のデータ処理補足契約書 (<http://ibm.com/dpa> に公開。「DPA」)のほか、以下のリンクの「データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート」(データ・シートまたは「DPA 別表」)にも、「クラウド・サービス」およびそのオプション(処理対象の「コンテンツ」の種類、対象となる処理活動、データ保護機能、および「コンテンツ」の保存および返却についての仕様に関連)に関する追加的なデータ保護情報が記載されています。DPA は、i) EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (GDPR)、または ii) <http://ibm.com/dpa/dpl> に記載されているその他のデータ保護法が適用される場合に、その適用範囲に限り、「コンテンツ」に含まれる個人データに適用されます。

<https://www.ibm.com/software/reports/compatibility/clarity-reports/report/html/softwareReqsForProduct?deliverableId=E609ABF082F611E9BFD5252BC35BF06E>

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

3.1 サービス・レベル・アグリーメント

適用外。

3.2 テクニカル・サポート

「クラウド・サービス」のテクニカル・サポート(サポート窓口の連絡先情報、重大度レベル、サポート利用可能時間、応答時間、その他のサポート情報およびサポート・プロセスなど)を参照するには、IBM サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/>)の「クラウド・サービス」を選択します。

4. 料金

4.1 課金単位

「クラウド・サービス」の課金単位は、「個別契約書」に記載されます。

以下の課金単位が本「クラウド・サービス」に適用されます。

- 「アクセス」とは、「クラウド・サービス」の管理機能にアクセスするための権利です。

5. 追加条件

2019年1月1日よりも前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs>に掲載されている条件を適用します。

5.1 関連契約

お客様は、IBMの条件に同意することにより本「サービス記述書」に添付された「IBM Digital Twin Exchange プロバイダー契約」にも同意したものとみなされます。「IBM Digital Twin Exchange プロバイダー契約」においては、IBMは「IBM」に、お客様は「プロバイダー」に、「クラウド・サービス」は「IBM Exchange」に読み替えるものとします。

IBM Digital Twin Exchange プロバイダー契約

「プロバイダー」が IBM Digital Twin Exchange の「プラットフォーム」にアクセスする、当該プラットフォームを閲覧する、「同意」ボタンをクリックする、またはその他の方法で当該プラットフォームを使用することにより、本契約の条件に同意したものとみなされます。お客様が「プロバイダー」に代わってこれらの条件に同意する場合、お客様は、「プロバイダー」にこれらの条件を遵守させる全権限を有していることを表明し、保証するものとします。これらの条件に同意いただけない場合は、アクセスしたり、閲覧したり、「同意」ボタンをクリックしたりしないでください。

本「Digital Twin Exchange プロバイダー契約」(以下「本契約」といいます。)には、「プロバイダー」が IBM Digital Twin Exchange (以下「IBM Exchange」といいます。)を通じて1つ以上の「デジタル・ツイン」を提供する際に遵守しなければならない条件が定められています。

1. 使用条件の構成

IBM Exchange の「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」に適用される完全な合意は、本契約、ならびにそれに付随する適用可能な特則または補足契約で構成されます。本契約は、IBM Exchange で「プロバイダー」が提供するすべての「デジタル・ツイン」に適用されます。本契約および適用可能な特則が、「プロバイダー」による任意の Exchange への参加に関する従前の合意、協議、または表明に優先します。

2. 定義

アカウント・データ - 「プロバイダー」が IBM Exchange を使用できるようにするために「プロバイダー」が IBM に提供する情報、または IBM Exchange の使用に関連する Cookie や Web ビーコンなどの追跡技術を使用して IBM が収集する情報です。「アカウント・データ」には、IBM が処理者または復処理者として処理する「連絡先個人情報」(以下「BCI」といいます。)や個人情報は含まれません。

関連会社 - 本契約のいずれかの当事者を支配する、当該当事者によって支配される、または当該当事者と共通の支配下にある、その他の法人です。「支配」およびその派生語は以下のすべて、または以下のいずれかの意味を有します。(a) 直接または間接かを問わず、法人の議決権のある全持ち分の総数の 50% 以上の、法的所有、受益所有、もしくは衡平法上の所有、(b) その業務を指示する権利、および (c) その取締役会もしくは同等の集団の構成を支配する権利。

連絡先個人情報 - 「プロバイダー」との正当な業務上のやりとりのために任意のプロバイダーが取得または要求する名前、業務用の電話番号、住所、電子メールおよびユーザー ID を含む情報です。

顧客 - IBM Exchange アカウントを有し、IBM Exchange に記載された「デジタル・ツイン」を購入する、使用する、またはその他の方法でアクセスする、個人または企業のエンド・ユーザーになります。

顧客情報 - IBM Exchange を通じて「プロバイダー」が収集する、または「デジタル・ツイン」を購入したか「デジタル・ツイン」にアクセスしたことのある「顧客」について IBM が「プロバイダー」に提供する、データまたは情報で、取引履歴や「デジタル・ツイン」の使用に関する情報も含まれます。「顧客情報」には、「プロバイダー」が「顧客」から直接受け取った情報や、本契約と関係なく「プロバイダー」と直接契約を結んでいる「顧客」に関連する情報は含まれません。

ダウンロード期間 - 「顧客」が「デジタル・ツイン」を購入した日から始まる 90 日間をいい、この期間中、IBM は、「顧客」ダウンロード用にかかる購入済み「デジタル・ツイン」を IBM Exchange で提供するものとします。

エラー - a) 「デジタル・ツイン」の誤作動の原因となる、もしくは「デジタル・ツイン」が仕様を満たせない原因となる、間違い、問題、または障害(以下「バグ」といいます。)、あるいは b) 「デジタル・ツイン」を著しく不正確または不適切な状態に陥らせる、関連文書に記載された不正確または不十分な記述や図。

IBM Exchange - IBM または IBM の代理人がホストするインターネット環境です。これには、(i) 「顧客」が <https://www.ibm.com/Exchange/cloud/us/en-us?lnk=mp> または後継 URL で入手して使用できる、IBM および「プロバイダー」からの「デジタル・ツイン」のカタログ、および(ii) 「統合 API」など、IBM が提供する関連ツールが含まれます。

統合 API - IBM が提供する文書化された技術プログラミング・インターフェースで、ユーザー管理、プロビジョニング、アップグレード、ダウングレード、インポート、および同期を行うための API、ならびにその他のマーケットプレイスまたはシステムと統合するための API を含んだものをいいます。

正味の請求総額 - 適用できる割引、返金、相殺、製品に適用される税金を除いたもの、およびその他の精算を使用して算出された、IBM もしくは「IBM 関連会社」が請求または課金する金額です。

デジタル・ツイン - IBM Exchange で「プロバイダー」が「顧客」に電子的手段で提供するプロセス、製品、またはサービスの仮想モデルです。

デジタル・ツインの料金 - 「顧客」による「デジタル・ツイン」の使用に関連して「プロバイダー」が自己の裁量で決めた料金をいいます。

プロバイダー - 本契約の条件に同意済みで、IBM Exchange で自らの「デジタル・ツイン」を提供する、IBM 以外の本契約の当事者をいいます。

プロバイダーの料金 - 本契約の第 7.2 項に定められたとおり、本契約に基づいて IBM が「プロバイダー」に支払う料金です。

プロバイダーの素材 - 「プロバイダー」の商標、「デジタル・ツイン」にリストされている情報およびコンテンツ、ならびにその他の販売促進資料、文書、および「デジタル・ツイン」に関連するその他の情報です。

デジタル・ツイン・リスティング - 「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」および関連コンテンツを説明する、IBM Exchange 内のページです。これには、「プロバイダーの素材」、文書、価格設定およびライセンス条件など、IBM Exchange オンボーディング・ツールを使用して作成、管理されるものが含まれます。

サポート - 「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」において起こりうる「エラー」またはその他の問題が確認された場合に「プロバイダー」が「顧客」に提供する「デジタル・ツイン」の保守、更新、アップグレード、技術サポート、およびサービスをいいます。「サポート」には、「デジタル・ツイン」に関する「顧客」の問題を解決することも含まれます。

サポート・ポリシー - 「プロバイダー」が「デジタル・ツイン」のそれぞれについて遵守しなければならない技術サポートやカスタマー・サービスの仕組み、基準、およびプロセスです。詳細については、IBM サポート・ガイド (<https://www.ibm.com/support/home/pages/support-guide/> に掲載) で「クラウド・サービス」を選択のうえ、ご確認ください。

税金 - 全世界の政府機関もしくはその下級行政機関により課されるか徴収され、本契約に基づくか関連して行われる取引や支払いに指定もしくは賦課されるか関連する、あらゆる適用可能な税金、課徴金、料金、賦課もしくはその他の課税をいいます。これには、売上税、使用税、譲渡税、物品サービス税もしくは付加価値税またはその他の税金もしくは料金などが含まれます。ただし、「プロバイダー」の純所得や資本金に課される税金、およびかかる純所得の税金に代わる税金ならびに法律に基づいて「プロバイダー」が負担すべきその他の税金は除きます。

3. デジタル・ツインおよびデジタル・ツイン・リスティング

3.1 デジタル・ツインの基準

IBM Exchange で公開するには、「デジタル・ツイン」はそれぞれ以下の基準を満たしていなければなりません。

- a. 「デジタル・ツイン」および「デジタル・ツイン・リスティング」は、IBM Exchange を利用できるすべての国で適用できるすべての法的要件を常に遵守するものとします。この法的要件には、「EU 一般データ保護規則 (EU/2016/679) (以下「GDPR」といいます。))」などが含まれます。

- b. IBM Exchange で提供される「デジタル・ツイン」リスティングでは、IBM の競合他社に関して言及したり、当該競合他社を宣伝したりしてはなりません。
- c. 「デジタル・ツイン」を「顧客」に提供する場合は、IBM が所有、運用するチャネルを含め、「プロバイダー」が「デジタル・ツイン」とよく似たコンテンツに対して標準オファーを提供する際に使用しているその他のオンライン販売チャネルまたはオンライン配布チャネルで提供されている同一の「デジタル・ツイン」に適用されているものと少なくとも同等の条件（「デジタル・ツインの料金」を含みますが、これに限りません。）に基づかなければなりません。
- d. 「デジタル・ツイン」リスティングには、「デジタル・ツイン」に関するエンド・ユーザーのご利用条件（たとえば、サービス条件およびエンド・ユーザーご使用条件）およびプライバシー・ポリシーのリンクを含めなければなりません。
- e. 「デジタル・ツイン API」ライブラリーがある場合には、それを「顧客」に公開します。
- f. 「デジタル・ツイン」は、サポートの提供が終了した IBM オファリングに依拠できません。
- g. IBM Exchange を拡張して現地の地域コミュニティを含める過程で、かかる地域コミュニティに参加するために「デジタル・ツイン」が満たす必要のある追加の要件および選択基準が生じる場合があります。どの地域コミュニティでも、現地通貨および現地言語で「デジタル・ツイン」を「顧客」に販売する必要があります。

3.2 デジタル・ツイン・リスティングおよび公開

「プロバイダー」は IBM と協力して、本契約の締結後 90 日以内に、IBM Exchange 内で提供されるツールおよびプロセスを使用して自社の「デジタル・ツイン」リスティングを公開します。「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」リスティングで構成される、自らが IBM Exchange にアップロードしたすべてのコンテンツ（「プロバイダーの素材」を含めます。）に対して責任を負います。「プロバイダー」は、IBM Exchange で「デジタル・ツイン」を作成して公開するのに必要なすべてのライセンスおよび同意を得るものとします。

上記にかかわらず、IBM は、かかる「デジタル・ツイン」が「顧客」に提供されるまでに「デジタル・ツイン」、「デジタル・ツイン」リスティング、および統合の準拠性を確認して承認する権利を有します。ただし、この確認と承認は義務ではありません。「デジタル・ツイン」リスティングの IBM による確認、承認、および公開またはそのいずれかは、以下に対する責任から「プロバイダー」を解放するものではありません。(i) 安全であり、設計および運用の欠陥のない、「デジタル・ツイン」を開発すること、(ii) 適用法規制の遵守、および (iii) 「デジタル・ツイン」の文書化、「サポート」、または保証。

IBM は、IBM Exchange の全体的な一貫性および整合性を維持するために必要な場合には、「デジタル・ツイン」を IBM Exchange に公開するまでに、「デジタル・ツイン」リスティングの更新を要求するか、「デジタル・ツイン」に変更を加えることができます。IBM Exchange で「デジタル・ツイン」リスティングが既に公開されている場合、IBM は、「デジタル・ツイン」リスティングに必要な変更があれば、それを「プロバイダー」に通知します。「プロバイダー」が IBM が提案した「デジタル・ツイン」リスティングへの変更を受け入れない場合、「プロバイダー」は、本契約の第 10 条に定められたとおりに、IBM Exchange の「デジタル・ツイン」リスティングを中止することを選択できます。

3.3 エンド・ユーザーの条件およびプライバシー・ポリシー

それぞれの「デジタル・ツイン」リスティングには「デジタル・ツイン」に適用できるご利用条件またはエンド・ユーザーご使用条件のコピーまたはリンクが含まれており、「顧客」は「デジタル・ツイン」の購入、使用、またはアクセス前にそれに同意しなければなりません。さらに、IBM は「デジタル・ツイン」のチェックアウト・ページに、適用できるご利用条件またはエンド・ユーザーご使用条件のコピーまたはリンクを掲載できます。「デジタル・ツイン」に適用されるライセンスまたはご利用条件のすべては、「顧客」および「プロバイダー」の間で直接締結します。IBM はかかるライセンスまたはご利用条件の当事者ではありません。ただし、IBM は自己の裁量で「プロバイダー」のご利用条件またはエンド・ユーザーご使用条件を確認し、かかるご利用条件またはエンド・ユーザーご使用条件が不適切であるとみなした場合には「デジタル・ツイン」リスティングを停止または削除する権利を留保します。

少なくとも、当該のご利用条件およびエンド・ユーザーご使用条件は、「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」をダウンロードして使用する権利、「プロバイダー」のセキュリティー・ポリシーおよびプライバシー・ポリシーを定める権利、請求および支払いに関する条件を含めない権利、ならびに IBM にいかなる要件も債務も課さない権利を「顧客」に付与します。

それぞれの「デジタル・ツイン」には、「デジタル・ツイン」に適用できる「プロバイダー」のプライバシー・ポリシーへのリンクも含めなければなりません。「プロバイダー」のプライバシー・ポリシーでは、(i)「プロバイダー」が収集する「顧客情報」について、「顧客情報」がどのように使用、保管、保護、開示されるかについて、「顧客」に知らせる、ならびに(ii)「顧客」が自社の「顧客情報」の使用と共有、およびデータや情報へのアクセス方法の共有に関する制御について記述しなければなりません。IBM のプライバシー・ポリシーは IBM Exchange および IBM 製品の「顧客」による使用にのみ適用され、「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」の「顧客」による使用には適用されません。

3.4 デジタル・ツインのレーティング

IBM は、「顧客」が「デジタル・ツイン」(IBM Exchange から削除された「デジタル・ツイン」に関する情報を含む)、「プロバイダー」または「デジタル・ツイン」と IBM Exchange に関連する「プロバイダー」のパフォーマンスを評価およびフィードバックできるメカニズムを実装する場合があります。IBM は、これらのレーティングおよびフィードバックを公開できます。「デジタル・ツイン」または「プロバイダー」は、「プロバイダー」が同意できないユーザー・レーティングの対象になる場合があります。かかるレーティングに関して不明な点があれば、「プロバイダー」は IBM に問い合わせることができます。

4. 責任

4.1 プロバイダーの責任

プロバイダーは以下を行うものとします。

- a. 「デジタル・ツイン」が記載された仕様を満たしていること、および参照用の記述、「サポート」機能、セキュリティー、またはその他の業務上もしくは技術的な機能が正確であり、「プロバイダー」のサポート対象であることを確認する。
- b. 開発、IBM Exchange でダウンロードできる形式で「デジタル・ツイン」を提供すること、完全なテスト、ならびに「デジタル・ツイン」の管理およびそれに関連するすべての費用に対して責任を負う。
- c. 必要に応じて「顧客」に「サポート」を提供する責任を負う。
- d. 「デジタル・ツイン」に関して「プロバイダーの素材」を作成して維持する責任を負う。「プロバイダー」は必要に応じて、少なくとも年 1 回、すべての「デジタル・ツイン」リスティングを確認して更新する。「プロバイダー」が自らの「デジタル・ツイン」について年 1 回の確認と更新を行わない場合、IBM は該当するリスティングを削除または停止できます。
- e. i) 「顧客」から受け取った顧客情報、ii) 「顧客」用パスワード、ならびに iii) 自らの「デジタル・ツイン」で使用するその他のアクセス ID または資格情報を安全に管理する。また、本契約に記載されたとおりに IBM が「デジタル・ツイン」の注文を履行するのに必要な場合を除き、上記のいずれも、IBM に提供されないことを確認する。
- f. 「デジタル・ツイン」に保管されたコンテンツを含む「デジタル・ツイン」を、不正アクセス、不正な方法での消去、不正使用、違法修正、または違法開示から確実に保護することを目的とした、物理的な、技術的な、管理セキュリティー上の手順ならびに慣例を、業界標準と同等以上の水準に維持する。
- g. 有害となる行為もしくは主唱することや危害を加えること、ネットワークやシステムの完全性またはセキュリティーを妨害もしくは違反すること、フィルターを潜り抜けること、一方的な、虐待的な、虚偽のメッセージ、ウィルスもしくは有害コードを送信すること、または第三者の権利を侵害することなど違法、わいせつ、侮辱的、もしくは不正な目的または活動の目的で、IBM Exchange を使用しない。

- h. IBM Exchange およびその「デジタル・ツイン」リスティングに機密情報を含めない。
- i. 「デジタル・ツイン」に、GDPR の定義に該当する個人データを含めない。
- j. IBM Exchange について技術的なセキュリティー・テスト、侵入テスト、および脆弱性スキャンを実行しない。
- k. 「プロバイダーの素材」の使用、提供、保管、処理を行うのに必要なすべての同意 (該当する場合、GDPR などのデータ・プライバシー法を遵守するのに必要なデータ主体の同意が含まれますが、これに限定されません。) を入手する、また同じことをするための許可を IBM に付与する。

4.2 IBM の責任

IBM は以下を行うものとします。

- a. IBM Exchange で「デジタル・ツイン」リスティングを作成するために必要な場合には、合理的な範囲の技術的支援を提供する、また、該当する場合には、「デジタル・ツイン」を「統合 API」と統合する。
- b. 本契約の第 3 条に記載されたとおりに、「デジタル・ツイン」を確認してから IBM Exchange に公開する。
- c. 購入時に、または購入時よりも前に、「デジタル・ツイン」に関する「プロバイダー」のエンド・ユーザーご使用条件へのアクセスを「顧客」に提供する。
- d. 「デジタル・ツイン」について、(i) 「顧客」がライセンス、サブスクリプションを購入できるようにするか、そうでない場合には IBM Exchange 上で「デジタル・ツイン」にアクセスできるようにする、(ii) 「顧客」が「ダウンロード期間」中に購入済み「デジタル・ツイン」にアクセスできるようにする、(iii) 「デジタル・ツインの料金」がある場合には「顧客」に請求する、(iv) かかる「デジタル・ツイン」の使用について「デジタル・ツインの料金」がある場合には、「顧客」から電信送金で回収する、また、(v) 本契約の第 7.2 項に記載されたとおりに、「プロバイダーの料金」がある場合には「プロバイダー」に支払う。
- e. 本契約の条件に変更がある場合は、「プロバイダー」に通知する。
- f. IBM Exchange について物理的なアクセス・セキュリティーを提供する。
- g. IBM Exchange についてアクセス制御および権限制御を提供する。

5. サポート

5.1 概要

「プロバイダーの素材」に関連して IBM にサポートの問い合わせがあった場合、IBM はその問題を解決するか、オンボーディング中に「プロバイダー」が指定する連絡方法で「プロバイダー」に問い合わせます。後者の場合、IBM は「プロバイダー」(および場合によっては、「プロバイダー」と「顧客」)と協力して問い合わせを解決します。

「プロバイダー」は本契約および「サポート・ポリシー」に定められた要件を遵守します。

5.2 サポートに関するプロバイダーの義務

「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」が IBM Exchange で提供されている間、「デジタル・ツイン」に関わるすべての「サポート」について責任を負います。これには、「デジタル・ツイン」に対して請求された「製品の料金」の一部も含まれます。

「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」に関する「顧客」からの苦情をすべて受信、処理、および解決する責任を負います。こうした苦情には、完全性、正確性、ファイル形式、「デジタル・ツイン」の機能および機能性、ならびに「デジタル・ツイン」に関する「顧客」の満足度のその他の問題に関わるものが含まれます。「プロバイダー」は「顧客」からの苦情および第 5.3 項の表に記載されたその他の問い合わせのすべてに対応するものとします。

5.3 サポートに関する IBM の義務

IBM は、「顧客」が、「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」を「顧客」がダウンロードすることなどを含め、IBM Exchange プラットフォームの機能性について質問をしたり、問題を報告したりできるようにします。IBM は「顧客」からの苦情および以下の表に記載されたその他の問い合わせのすべてに対応するものとします。

サポートのタイプ	アクティビティの適用範囲	担当当事者
製品サポート	「デジタル・ツイン」に関する深い知識を必要とする複雑な問題に対処します。解決策としては、不完全な状態または利用できない状態の「デジタル・ツイン」を完全な状態にしたり、ダウンロード用の新しいファイル形式を用意したり、「デジタル・ツイン」の更新版をリリースしたりすることなどが考えられます。 「デジタル・ツイン」に関する専門知識、またはファイル・フォーマットもしくはダウンロードに関する専門知識を必要とする重大な問題や懸念を調査し、入手できる文書の記載内容以上の対策を講じます。解決策としては、エージェント自身の経験、入手できる文書、およびフォーラムでの話し合いなどに基づき「デジタル・ツイン」の使用についてアドバイスしたり、その使用方法について提案したりすることなどが考えられます。適切に文書化された解決策を使用して、重大でない問題に対応します。	プロバイダー
一般的なサポート	IBM Exchange の性能に関連する問題/懸念/質問、IBM Exchange を通じたコンテンツへのアクセス、IBM Exchange のフィーチャーおよび機能についての一般的なサポート。	IBM
トリアージ	問題/懸念/質問を検証し、その複雑性を判断したうえで、「デジタル・ツイン」にあてはまる場合には「プロバイダー」に送ります。	IBM

6. ライセンス付与

6.1 IBM へのライセンス付与

6.1.1 デジタル・ツイン・リスティングを公開、販売し、プロバイダーの素材を使用する権利

本契約の期間中、「プロバイダー」は、以下を行うための全世界的、使用料無料、完全払込済み、譲渡不能、かつ非独占的な権利およびライセンスを IBM に付与します。1) IBM Exchange で「デジタル・ツイン」が適切にアップロードされることを確認するためのテストを行うなど、「デジタル・ツイン」リスティングおよび IBM Exchange で利用可能なすべての「プロバイダーの素材」を公開するために必要な対策をすべて講じる、2) IBM Exchange 内のあらゆる場所で「プロバイダーの素材」を使用する、ならびに 3) 誤植、文法上の誤り、または不完全な URL の修正など、「デジタル・ツイン」リスティングまたは「プロバイダーの素材」に小さな変更を加える。

6.1.2 デジタル・ツイン限定のライセンス付与

本契約の期間中、「プロバイダー」は、IBM Exchange を通じて「顧客」に「デジタル・ツイン」を提供、販売するための全世界的、使用料無料、完全払込済み、譲渡不能、かつ非独占的な権利およびライセンスを IBM に付与します。

6.1.3 知的財産所有権

IBM は、「デジタル・ツイン」および「プロバイダーの素材」が「プロバイダー」およびそのライセンサーのみに帰属する資産であり、本契約のいずれの規定も、本書に明確に記載されている場合を除き、「デジタル・ツイン」および「プロバイダーの素材」の知的所有権を IBM に与えるものではないことを了承します。

6.2 プロバイダーへのライセンス付与

本契約の期間中、IBM は、「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」リスティング、注文、および IBM Exchange への通信を管理する目的のみで、IBM Exchange インターフェースおよび IBM Exchange を通じ

て IBM が提供する関連文書にアクセスして使用するための全世界的、使用料無料、完全払込済みの権利およびライセンスを「プロバイダー」に付与します。本条項に定められている場合を除き、IBM およびそのライセンサーは、以下について排他的な権利、権原および利益を保持します。(a) IBM Exchange、(b) IBM Exchange に含まれる、すべてのビジュアル・インターフェース、テキスト、グラフィックス、およびその他のコンテンツ、(c) IBM Exchange を実装、運用するすべての基礎をなす技術、ソフトウェア、データ、およびその他の素材(該当する場合は「統合 API」を含みます。)、(d) (a) から (d) に施されたあらゆる変更および機能拡張、ならびに (e) (a) から (d) に帰属するか (a) から (d) に関連するあらゆる知的財産権。

7. 料金

7.1 デジタル・ツインの料金

「プロバイダー」は、IBM Exchange に適用される税金を除いた「デジタル・ツインの料金」を決めます。IBM または「IBM 関連会社」が、「デジタル・ツイン」を「顧客」に提供することに関し、適用法に基づいて税務当局に「税金」を報告して送金する責任を負う地域では、「デジタル・ツインの料金」に追加し、「顧客」に請求する「税金」の比率を IBM が決めます。「デジタル・ツイン」を「顧客」に提供することに関し、「プロバイダー」が適用法に基づいて税務当局に「税金」を報告して送金する責任を負う地域では、「プロバイダー」は、「デジタル・ツインの料金」に追加し、「顧客」に請求する適用される「税金」を IBM に通知しなければなりません。

IBM または「IBM 関連会社」は、「デジタル・ツインの料金」に関する請求書を「顧客」に発行し、「顧客」からの支払いを回収する責任を負います。これには、IBM または「IBM 関連会社」が税務当局に「税金」を報告して送金する責任を負う国で適用されるすべての「税金」が含まれます。

「プロバイダー」は、「デジタル・ツインの料金」割引について「顧客」と直接交渉できますが、かかる交渉の結果として生じる売上高は、IBM Exchange を通じて処理されなければなりません。かかる場合、「プロバイダー」は「デジタル・ツインの料金」割引について割引コードを「顧客」に提供するものとします。割引コードは、「顧客」の購入に関する「精算」処理の際に「顧客」が利用できるものになります。

7.2 プロバイダー料金

「プロバイダー料金」は、各暦月の最終日から 60 日以内に支払われるものとします。ただし、当該月の最終日が週末または祝日に当たる場合は次の営業日までとします。すべての決済は、米ドルで行われるものとします。

「プロバイダー料金」は、所与の暦月に対する「デジタル・ツイン」の「正味請求額」の 70% から次のすべてを差し引いて支払われるものとします。i) 顧客から IBM に対する支払いから源泉徴収または控除された「税金」で、払戻しまたは返金できないもの。ii) 「プロバイダー」に「プロバイダー料金」を支払う責任を有する IBM 組織に対して「IBM 関連会社」から支払われる支払いまたは料金に適用され、かかる支払いまたは料金から源泉徴収または控除された「税金」で、払戻しまたは返金できないもの。iii) 本契約に関連した「IBM Exchange」の使用に関する「IBM 関連会社」間の支払いに適用され、かかる支払いから源泉徴収または控除された「税金」で、払戻しまたは返金できないもの。

「プロバイダー料金」は、IBM に支払義務を有する調整額および払戻し額を差し引いて支払われるものとします。支払義務を有する「デジタル・ツイン料金」の全額または一部の支払いを顧客が怠った場合、IBM は、該当する月の「プロバイダー料金」を調整することができます。

7.3 IBM Exchange メンバーシップ料金

「プロバイダー」は、「IBM Exchange」において「デジタル・ツイン」を掲載するオポチュニティーに対して、払戻不可の年間メンバーシップ料金を IBM に支払うものとします。「IBM Exchange メンバーシップ料金」は、適用される「個別契約書」に記載のとおりとします。「IBM Exchange メンバーシップ料金」の支払いを怠った場合、本契約の重大な違反とみなされるものとします。

7.4 払戻しおよび返金

IBM または「IBM 関連会社」が、「顧客」からの払戻し、返金、および請求額に関する紛争の連絡窓口となります。IBM は、IBM と「ベンダー」がかかる要求または紛争を解決するために相互に決定を下すことを意図して、要求または紛争について「ベンダー」と協議するものとします。ただし、両当事者が相互に合意に至ることができない場合、IBM は、自らの方針に基づいて返金および払戻しに関して決定する権利を留保します。

IBM または「IBM 関連会社」が「顧客」に払戻しまたは返金を行う場合、IBM または当該「IBM 関連会社」は、当該返金または払戻しを反映させるために「プロバイダー料金」および適用される「税金」の支払いに対して適切な調整を行うものとします。

8. 税金

8.1 税抜きのプロバイダー料金

「プロバイダー料金」には、売上税、利用税および物品サービス税 (総称して以下「間接税」といいます。) は含まれていません。「プロバイダー」が「間接税」を徴収する法律上の義務を有する場合、「プロバイダー」は、適用される各「税金」を個別の行項目として IBM 宛での請求書に記載し、該当する場合は有効な税請求書を IBM に発行しなければなりません。

8.2 納税

IBM が「プロバイダー」から有効な税請求書を受領することを条件として、IBM は、「プロバイダー料金」とは別個に「間接税」を支払うものとします。ただし、IBM が有効な「税金」免除の証明書を「プロバイダー」に発行する場合はこの限りではありません。

8.3 税金の源泉徴収

IBM が「プロバイダー料金」から「税金」を源泉徴収する義務を有する場合、IBM は、源泉徴収額を差し引いて支払いを行うものとします。要求に応じて、IBM は、源泉徴収された「税金」の払戻しが可能な場合にこれを「プロバイダー」が申請できるように、「プロバイダー」の代理として源泉徴収した当該「税金」の支払いに関する十分な証拠を「プロバイダー」に提供するものとします。

8.4 納税義務

本契約に関連する取引(「プロバイダー」による「デジタル・ツイン」のページ、「IBM Exchange」における「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」の販売、または IBM から「プロバイダー」に送金される「プロバイダー料金」を含みますが、これらに限定されません。)に関する「税金」を「プロバイダー」が報告し、または送金することが適用法で定められている場合、「プロバイダー」は、「税金」の支払いまたは報告について責任を有します。「税金」を IBM が報告し、または送金することが適用法で定められている場合を除き、IBM は、いずれかの取引に「税金」が適用されるかを判断し、税務当局に「税金」を送金し、またはいずれかの取引に関して税務当局に情報を報告する責任を有しません。「税金」を IBM が請求し、報告し、または送金することが適用法で定められている場合、IBM は、「税金」を徴収し、報告し、支払い、かつ、準拠した税請求書を「顧客」に発行するものとします。

9. 遵守

9.1 輸出法の遵守

「プロバイダー」は、特定の国、最終用途またはエンド・ユーザーを対象とする、製品、テクノロジー、サービスまたはデータの直接的または間接的な輸出、再輸出、移転を禁止または制限する、米国のものを含む輸入、輸出管理および経済制裁関連適用法令を遵守するものとします。「プロバイダー」は、本契約に基づいて IBM から提供されるテクノロジー、ソフトウェアまたは商品を、禁止されている仕向地または最終用途を対象として直接または間接的に輸出しないものとします。「プロバイダー」は、ツールを搭載する「IBM Exchange」において「デジタル・ツイン」の輸出管理分類番号 (ECCN) を含めるものとします。

「プロバイダー」は、IBM が「IBM Exchange」の提供をリモートでサポートをする目的で、グローバル・リソース (その地域で働いている非永住者または世界中の施設にいる担当者) を使用することに同意するものとします。要求に応じて、「プロバイダー」は、米国輸出管理規則に基づく「製品」の分類を IBM に提供し、この分類に基づいて適用される輸出管理を確実に遵守するために IBM と合理的に協業するものとします。

9.2 法令遵守

「プロバイダー」および IBM は、あらゆる適用法令を各自遵守するものとします。かかる適用法令には、米国海外腐敗行為防止法および適用される贈収賄禁止法、政府および官公庁との取引に適用される法律、反トラスト法および競争法、インサイダー取引、証券および財務報告に関する適用法律、消費者取引に適用される法律、ならびに該当する場合は GDPR を含むデータ・プライバシーに関する法律を含みますが、これらに限定されません。

9.3 倫理的な取引

「プロバイダー」は、贈収賄、腐敗行為および禁止されている商慣行に関するあらゆる法令を熟知し、遵守するものとします。「プロバイダー」およびその「関連会社」は、IBM またはその「関連会社」に有利な決定に影響を及ぼすこと、またはかかる決定に影響を及ぼすよういずれかの者を誘引することを目的として、以下のいずれかのことを直接または間接的に約束しておらず、または行っておらず、もしくは行うことに同意していません。これについては、今後も同様とします。(a) 何らかの種類の政治的寄付、または官公庁職員に対する、もしくは官公庁職員のための支払い。当該対象者が選任された者か、または被指名者かは問いません。(b) 政府職員またはその家族に対する贈答品、食事、旅行その他価値あるものの支払い。(c) あらゆる者に対する支払いまたは贈答品 (何らかの金品)。IBM は、かかる政治的寄付、支払いまたは贈答品について「プロバイダー」に払戻しを行わないものとします。

10. データ保護

10.1 連絡先個人情報

IBM および IBM の関連会社ならびにその従契約者および復処理者は、「プロバイダー」、その従業員および許諾したユーザーの連絡先個人情報 (以下「BCI」といいます。) を、これらの者との取引のために必要な範囲で、ビジネスを行っている地域で保存その他処理することができるものとします。「BCI」を処理するためにこれらの個人に通知または承諾が必要な場合、「プロバイダー」が通知と承諾を得るものとします。

10.2 アカウント・データ

IBM および IBM の関連会社、ならびにその従契約者および復処理者は、「デジタル・ツイン」の機能を利用可能にするため、利用管理のため、利用体験のパーソナライズのため、その他「IBM Exchange」の利用の支援・改善のため、「アカウント・データ」を使用できるものとします。なお、<https://www.ibm.com/privacy/details/jp/ja/> の IBM オンラインでのプライバシー・ステートメントに追加の詳細情報があります。

10.3 「プロバイダー」の代理としての個人データの処理

(a) IBM が「プロバイダー」の代理として個人データを処理し、かつ、(b) かかる個人データの処理に GDPR が適用される場合、その適用範囲に限り、<http://www.ibm.com/dpa> にある IBM の「データ処理補足契約書」(DPA) および <https://ibm.biz/ProviderDPAExhibit> にある該当する「DPA 別表」が本契約に適用され、本契約を補足します。「DPA」における「お客様」の記載は、本契約に基づいて実行される処理に関して「プロバイダー」を意味するものとします。

IBM は、「IBM Exchange」を提供するために国内外に存在する処理者および復処理者 (人員およびリソースを含みます。) を使用できます。IBM は、欧州経済領域 (EEA) の外側を含む国境を越えて「プロバイダー」の個人情報を移転できるものとします。

10.4 IBM の代理としての個人データの処理

「プロバイダー」が本契約の主題に関連して IBM の代理として個人データを処理する場合、その適用範囲に限り、かかる処理には、両当事者間で別途合意される「プロバイダーによるデータ処理に関する契約」の条件が適用されるものとします。

10.5 顧客情報の利用

「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」の提供または運用に関して「顧客」とコミュニケーションを取る目的に限り「顧客情報」を利用するものとします。これには、「サポート」、フィードバックの要求、使用許諾契約書もしくはご利用条件の変更、またはトレーニングに関するコミュニケーションを含みます。

「プロバイダー」は、「顧客」から明示的な承諾を直接得ることなく、その他いかなる目的にも「顧客情報」を利用してはなりません。特に、「プロバイダー」は、以下のいずれのことも行ってはなりません。

- a. プロモーションまたはマーケティングを目的として「顧客」に連絡を取ること。ただし、プロモーションまたはマーケティング関連の通信を受け取る有効な承諾を「顧客」から得ている場合はこの限りではありません。かかる承諾は、プライバシー関連適用法令で定められていることがあります。
- b. 本契約に基づく義務の履行に必要な場合を除き、「顧客情報」を第三者に開示すること。ただし、各受領者が当該情報を当該目的に限り利用し、かつ、適用される制約事項を遵守するよう「プロバイダー」が確保することを条件とします。
- c. 「IBM Exchange」の外部で「顧客」に直接販売することを試みるため、または「IBM Exchange」の外部で代替購入を行うよう「顧客」に働きかけるために「顧客情報」を利用すること。

本 10.5 項は、「プロバイダー」が何らかの目的で「IBM Exchange」とは無関係に取得する「顧客」の他の連絡先情報を利用することを妨げるものではありません。これは、意図する受領者が「IBM Exchange」の「顧客」であることに基づいて「プロバイダー」がコミュニケーションを取ろうとしない限り、当該連絡先情報が「顧客情報」と同一の場合でも同様とします。

11. 期間および解約

11.1 期間

本契約の期間は、「プロバイダー」が受諾次第有効となり、12 か月間引き続き有効とします。かかる 12 か月間の当初期間後、本契約は、下記のとおり早期に解約されない限り、後続の 12 か月間自動的に更新されるものとします。

11.2 解約

- a. いずれの当事者も、相手方に対して 90 日前までに書面で通知することにより、何らかの理由で、または理由なく本契約を解約することができます。
- b. いずれの当事者も、相手方による本契約の違反を理由に、違反当事者に対して 30 日前に書面で通知することにより、本契約を解約することができます。ただし、当該違反当事者がかかる違反を 30 日以内に是正できないことを条件とします。

11.3 解約の効果

- a. 本契約の解約に際し、IBM は、「IBM Exchange」から「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」を削除するものとします。
- b. 第 (a) 項にかかわらず、「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」を購入した「顧客」は、かかる「顧客」の「ダウンロード期間」中、引き続き「デジタル・ツイン」をダウンロードすることができます。

- c. 「プロバイダー」は、「プロバイダー」と「顧客」との間のエンド・ユーザー使用許諾契約書に従って、「顧客」による「デジタル・ツイン」の使用が満了するまで、「デジタル・ツイン」について引き続き「顧客」に「サポート」を提供するものとします。
- d. 第 b) 項および第 c) 項を満たすため、本契約は、第 b) 項に記載された該当する「ダウンロード期間」が満了するまで、かつ、本契約の解約より前に購入していた「デジタル・ツイン」の「プロバイダー料金」を IBM が支払うまで、本契約は有効に存続するものとします。

11.4 製品の営業活動終了

- a. 「プロバイダー」が「デジタル・ツイン」の一般出荷の営業活動終了を発表する場合、営業活動終了日の少なくとも 90 日前に IBM に通知するものとします。IBM は、「プロバイダー」から指定される日付より後に「デジタル・ツイン」が購入できなくなることを「顧客」に通知するものとします。かかる営業活動中止対象の「デジタル・ツイン」は、適用される「ダウンロード期間」中、「顧客」が引き続き使用できるものとします。
- b. 「顧客」の「デジタル・ツイン」のサブスクリプション期間が満了するまで、既存の「顧客」は、引き続き「デジタル・ツイン」を使用することができ、また、「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」について引き続き「サポート」を提供するものとします。

12. 停止および削除

- a. IBM は、自らの裁量においていつでも「デジタル・ツイン」のページを直ちに停止し（「デジタル・ツイン」のページを一時的に外部に表示しない等）、または「IBM Exchange」から「デジタル・ツイン」のページを削除することができます。IBM が本項に基づいて「デジタル・ツイン」のページを停止または削除した場合、IBM は、「プロバイダー」に書面で通知を付与し、停止または削除について説明するものとします。
- b. 「プロバイダー」による本契約の違反、IBM もしくは第三者の知的財産の不正目的使用、または適用法令違反を理由に IBM が「デジタル・ツイン」のページを停止する場合、「プロバイダー」は、かかる違反または不正目的使用を解決または是正するための 30 日間の通知を付与されるものとします。かかる 30 日間の終了時、IBM は、次のいずれかを行うものとします。(i) かかる違反または不正目的使用が IBM が納得する形で解決された場合、「デジタル・ツイン」のページを復元する。(ii) 「IBM Exchange」から「デジタル・ツイン」のページを削除する。この場合、IBM は、「プロバイダー」に書面で通知を付与し、削除について説明するものとします。
- c. 「プロバイダー」は、90 日前までに IBM に書面で通知を付与し、説明することにより、「IBM Exchange」から「プロバイダー」の「デジタル・ツイン」のページを停止または削除するよう IBM に要求することができます。「プロバイダー」の要件に応じて特定の「デジタル・ツイン」を停止または削除することにより、本契約が自動的に解約されることはありません。

13. 機密保持

両当事者が機密保持誓約書の下で機密情報を交換することを別途合意しない限り、両当事者が交換するすべての情報は機密保持の対象ではありません。これには、「IBM Exchange」で処理され、または「IBM Exchange」にアップロードされる情報を含みます。いずれの当事者も、相手方から事前に書面で承諾を得ることなく、本契約の条件を第三者に開示してはなりません。ただし、本契約に基づく各当事者の権利を確立するために必要であり、または適用法令で定められている場合はこの限りではありません。

14. 表明および保証

「プロバイダー」は以下を表明し、保証します。

- a. 「プロバイダー」が本契約に定める権利を IBM に付与するため、また、「プロバイダー」のご利用条件またはエンド・ユーザー使用許諾契約書（該当するもの）に定める権利を「顧客」に付与するために必要な、「デジタル・ツイン」に対する権利（関連するマークおよび名称を含みます。）を有していること。
- b. 「デジタル・ツイン」がその仕様書に適合していること。

- c. 「デジタル・ツイン」が本契約における保証および要件での使用において安全であり、かかる保証および要件を遵守すること。
- d. 「プロバイダー」から IBM または「顧客」に行う書面による表明、または提供する情報が真正かつ正確であること。
- e. 「デジタル・ツイン」または「プロバイダー資料」のいずれも、第三者のプライバシー権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。
- f. 「デジタル・ツイン」に有害なコードが含まれていないこと。
- g. 「プロバイダー」が、「デジタル・ツイン」に含まれている一切のサード・パーティー・ソフトウェアまたはオープン・ソース・ソフトウェアに関連するすべての条件を遵守していること。かかる条件には、当該サード・パーティー・コードまたはオープン・ソース・コードに適用されるすべてのライセンス交付契約を含みます。

本契約に明示的に定められているものを除き、いずれの当事者または各当事者のサプライヤーのいずれも、商品性、権原、非侵害および特定目的適合性に関する黙示の保証を含む、明示または黙示のいかなる保証もしません。IBM またはそのサプライヤーのいずれも、本契約の下で提供される「IBM Exchange」または成果物もしくはサービスの使用から特定の結果が得られることを一切保証しません。

15. 補償

「プロバイダー」は、(a) 自らの「デジタル・ツイン」もしくは「プロバイダー資料」に関連し、または (b) 本契約の第 3.1 項第 (a) 項および第 10 条に自らが違反したことに関連もしくは起因する、第三者からの賠償請求に関して IBM およびその「関連会社」を防御し、補償し、免責するものとします。いずれの場合も、IBM が速やかに以下の 3 点を行うことを条件とします。(i) 当該請求について書面で「プロバイダー」に通知する。(ii) 「プロバイダー」から合理的に要求された情報を提供する。(iii) 「プロバイダー」が抗弁および解決を管理し、これらに合理的に協力すること（「プロバイダー」の費用負担で軽減に努めることを含みます。）を認める。ただし、IBM は、自らの裁量および費用負担において、当該訴訟手続に参加することができます。

「プロバイダー」は、いずれかの取引に関連して課される「税金」の支払いに関する第三者からの賠償請求に関して、および「デジタル・ツイン」に関連するかかる「税金」の送金または報告を「プロバイダー」が怠った結果として政府機関から課される罰金に関して、IBM およびその「関連会社」を防御し、補償し、免責するものとします。かかる罰金には、「プロバイダー」による作為または不作為の結果として IBM およびその「関連会社」に税の査定が課されることになる連帯責任規定を含みます。

16. 責任の制限および除外事項

16.1 責任の制限

本契約の第 16.2 項に明示的に定められているものを除き、「IBM Exchange」、「デジタル・ツイン」のページまたは本契約に起因または関連する各当事者の賠償責任総額は、請求の原因を問わず、1) 死亡を含む人身損害ならびに不動産および有体動産に対する損害の損害額、2) 10,000.00 ドル相当額の日本円の金額を上限とする現実に発生した直接の損害額を超えないものとします。この制限は、各当事者ならびに各当事者の「関連会社」および請負業者に集合的に適用されます。いずれの当事者またはそのサプライヤーも、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接損害もしくは経済的結果的損害、または逸失利益、ビジネス機会の損失、価値の損失、逸失収益、信用毀損、節約すべかりし費用、個人データを含むデータの破損もしくは損傷、またはネットワークの故障もしくは中断については責任を負わないものとします。

「プロバイダー」は、「IBM Exchange」の一部として使用可能となった「デジタル・ツイン」の「顧客」による誤用について IBM がいかなる責任も負わないことを了解し、これに同意します。

16.2 責任の制限から除外される損害

上記の責任の制限および賠償責任の否認は、(1) 相手方もしくはそのライセンサーの知的財産権を一方当事者が侵害したことに関連する損害についての当該当事者の責任、または(2) 本契約の第 14 条に基づいて生じた請求には適用されないものとします。

17. マーケティングに関する権利

本契約の条件に従って、「プロバイダー」は、IBM およびその「関連会社」に対し、両当事者の Web サイト、外部向けプレゼンテーション、広告、および「IBM Exchange」のマーケティング資料において「プロバイダー」の名称およびロゴならびに「デジタル・ツイン」の名称および/またはロゴを使用するための、全世界的、使用料無料、完全払込済み、譲渡不能、かつ非独占的な権利およびライセンスを付与します。IBM は、不正確な、軽蔑的、または混乱もしくは誤解を招く方法で「プロバイダー」の名称およびロゴを表示しないものとし、「プロバイダー」は、このような名称およびロゴの不適切な使用を訂正または削除するよう IBM に要求することができます。本契約に明示的に定められているものを除き、IBM は、「プロバイダー」の名称およびロゴにおけるいかなる権利も取得しません。

本契約が有効である限り、「プロバイダー」は、「デジタル・ツイン」を支援する、および一般的な販売促進を目的とした報道発表および販売促進資料において、自らが「プロバイダー」であるという事実を参照することができます。

「プロバイダー」は、不正確な、軽蔑的、または混乱もしくは誤解を招く方法で IBM の名称を参照しないものとします。「プロバイダー」は、IBM から書面で明示的な承諾を得ることなく、IBM の商標を使用してはなりません。

いずれの当事者も、一方当事者の名称および/またはロゴの使用に関連して、一方当事者が相手方の「デジタル・ツイン」を保証し、使用し、保守していること、または相手方の「デジタル・ツイン」の調達先であることを示唆し、記載し、または暗黙に示すためのいかなる声明も出してはなりません。

18. 共通事項

- a. 各当事者は、明記された使用許諾および権利のみを相手方に付与します。その他の使用許諾または権利(特許権に基づく実施権または権利を含みます。)は許諾されません。
- b. IBM が「デジタル・ツイン」に関する著作権侵害の通知を受け取り、当該通知がデジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) のその時点で現行の要件に適合する場合、IBM は、「IBM Exchange」における「デジタル・ツイン」のページを直ちに停止するものとします。IBM がかかる行動を取る場合、「プロバイダー」は、DMCA のその時点で現行の要件に適合する反対通知を付与することができます。IBM は、自らの裁量により、「IBM Exchange」に「デジタル・ツイン」を復元するものとします。「顧客」が「デジタル・ツイン」に保管している資料に関する著作権侵害についての通知を IBM が受け取った場合、IBM は、「プロバイダー」が処理するよう当該通知を「プロバイダー」に差し向けるものとします。DMCA に関する IBM の現行方針およびその要件は、<http://www.ibm.com/legal/us/en/dmca.html> に掲載されています。DMCA が改正された場合、IBM は、かかる変更内容を反映させるために参照 URL を修正するものとします。IBM Web サイトと DMCA との間に矛盾がある場合、DMCA が優先するものとします。IBM は、「デジタル・ツイン」が削除または停止されていた期間中の逸失利益および逸失収益またはそのいずれかについての責任を一切否認します。
- c. 抵触法の原則にかかわらず、いかなる形であれ本契約の主題に起因または関連する権利義務には、米国ニューヨーク州の法律が適用されます。
- d. 本契約の下で必要となる、または認められたあらゆる通知は、両当事者が定める代表者に送付されるものとします。IBM の連絡先情報は、「IBM Exchange」に掲載されるものとします。「プロバイダー」の連絡先情報は、「デジタル・ツイン」のページに掲載されるものとします。
- e. 本契約のいずれかの条件が何らかの点で強制不能と判断された場合、本契約の残存部分の法的有効性は影響を受けないものとします。

- f. 本契約に基づく権利の放棄は、自らの権利を放棄する当事者が署名済みの書面によらなければなりません。一方当事者が相手方による本契約に基づく義務の不履行の事例に関する権利を放棄しても、将来の事例に関する権利を放棄したとはみなされないものとします。
- g. 「プロバイダー」は、IBM の事前の書面による承諾を得ずに、本契約の全部または一部を譲渡することはできず、かかる承諾は不当に留保してはなりません。IBM は、「プロバイダー」の事前の書面による承諾を得ずに、本契約に基づく自らの権利を譲渡し、または自らの責務を第三者または「IBM 関連会社」に委任し、もしくは下請けに出すことができます。許可を得ていない本契約の譲渡は無効とします。
- h. 本契約の終了後もその性質上存続すべき条項は、履行されるまで有効に存続し、それぞれの継承人および譲受人に対しても適用されます。
- i. いずれの当事者も、訴訟原因が発生した日から 2 年を経過した後には相手方に対して訴訟を起こすことはできないものとします。
- j. 本契約は、非独占的なものです。いずれの当事者も、相手方の法的な代表者または代理人ではありません。いずれの当事者も、法的に相手方のパートナーではなく、相手方の従業員またはフランチャイジーでもなく、また、本契約により両当事者間の合弁事業が創設されることはありません。
- k. いずれの当事者も、本契約の条件に従って、相手方の製品、資料、「デジタル・ツイン」またはサービスに競合する可能性がある（これらとの類似性は問わない。）製品、資料、「デジタル・ツイン」またはサービスを独自に開発し、取得し、かつ、販売することができます。いずれの当事者も、本契約の条件に従って、他者と同様の契約を締結することにかかる制約も受けず、また、相手方にかかる義務も負うことなく自らの顧客に「デジタル・ツイン」および/またはサービスの提供を申し出ることができます。
- l. いずれの当事者も、許可されたものを除き、相手方の代理として義務を引き受けず、もしくは創設しないものとし、または相手方に関する表明もしくは保証を引き受けず、もしくは創設しないものとします。本契約またはこれに基づく取引は、第三者に対していかなる訴権または請求権も生じさせるものではなく、また、本契約に明示的に定められているものを除き、相手方に対する第三者からの賠償請求について一方当事者が責任を負うものではありません。
- m. いずれの当事者も不可抗力による不履行の責任を負わないものとします。
- n. IBM は、本契約を随時変更できます。変更について「プロバイダー」に通知し、変更内容を説明する通知が「プロバイダー」宛てに E メールで送信されるものとします。変更は遡及して適用されないものとします。変更は、当該通知に指定された日に有効となり、かつ、「プロバイダー」が受諾したとみなされるものとします。また、「デジタル・ツイン」のページが「IBM Exchange」上に公開されている間、「プロバイダー」は、付与される通知に従った新規の条件を受諾しているとみなされるものとします。IBM が本契約に対して重大な変更を行い、「プロバイダー」がこれに同意しない場合、「プロバイダー」は、本契約の第 11.2 項第 (a) 項に従って「IBM Exchange」から「デジタル・ツイン」のページを削除することができます。